やまなしインバウンド受入環境整備支援事業　申請の流れ

購入する機器の確認	・申請要領により対象機器をご確認ください。 ・必要に応じて、山梨県インバウンド受入支援事務局 TEL055-267-8011 へ確認してください。
機器購入・設置 **機器代金支払**	・令和４年４月１日以降に発注したもので、機器の設置は、令和５年２月１５日までにお願いします。 ・申請期限（令和５年２月１５日）までに支払いが完了している（クレジットカード払いの場合は、口座からの引き落としが完了している）ことが必要です。 ・市場価格を大幅に超える機器の購入は対象にならない場合がありますので、適正な価格を確認の上、購入してください。
支援金申請	・事務局あて郵送・メール ・申請要領及びQ&A（よくある質問）を必ず確認の上、申請してください。 ・申請書類は以下のとおり （１） 支援金交付申請書（様式１） （２） 領収書やレシートの写し（クレジットカード払いの場合は、申請期限内に口座から引き落とされたことが確認できる書類） （３）外国人観光客が使用できることが分かる写真（多言語表示・案内など多言語対応を実施していることが分かるもの） （４） 営業許可書等、対象事業を営んでいることが分かる書類の写し （５） 振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し （６） ＜免税電子手続機器の支援を受ける場合＞免税店の許可を受けたことがわかる書類の写し
	（申請後、事務局より内容の確認等がされる場合がありますので、対応をお願いします）
支払	・支払は審査後、半月ごとに締めて行いますので、申請から１～２か月程度お待ちいただきます。 ・書類の不備確認の状況により支払が前後する場合があります。